

2019年9月30日 全8頁

金融庁、NISAの延長・恒久化を継続要望

2020年度金融庁税制改正要望—上場株式等の相続評価も継続要望

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2019年8月30日、金融庁は「令和2年度 税制改正要望項目」を公表した。
- 金融庁は、NISAの延長・恒久化を2017年度から継続して要望している。加えて、2020年度は、NISAの利用促進の観点から、企業が福利厚生として実施する「つみたてNISA奨励金」につき、所得税等を非課税とすることも要望している。
- 金融庁は、2016年度から引き続き上場株式等の相続税に係る見直しを要望している。2020年度は、非上場株式の評価方法との均衡を図る観点から、上場株式等についても、相続日の前年の平均株価および相続日以前の24ヵ月平均株価も採用可能とすることを要望している。
- 金融庁は、金融所得課税の一体化（損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等に拡大すること）についても、2005年度から継続して要望している。総合取引所の誕生が迫る中で、税制の一体化進展にも期待が高まる。

[目次]

税制改正のスケジュール	2ページ
1. NISA制度の延長・恒久化	2ページ
2. つみたてNISA奨励金の非課税措置	3ページ
3. 上場株式等の相続税に係る見直し	4ページ
4. 金融所得課税の一体化	7ページ
5. その他の要望事項	8ページ

税制改正のスケジュール

2019年8月30日、金融庁はウェブサイト「令和2年度 税制改正要望項目」¹を公表した。各省庁から寄せられた税制改正要望は財務省（国税関係）および総務省（地方税関係）で取りまとめられ、ウェブサイト²に一覧が掲載されている。

今後、9月下旬ごろに政府の税制調査会が取りまとめる中期答申を踏まえ、秋から年末にかけて与党内の税制調査会を中心に、各省庁から寄せられた税制改正要望等につき審議が行われる見込みである。

例年通りのスケジュールであれば、12月中旬ごろに、与党税制調査会により「令和2年度税制改正大綱」が決定・公表され、2020年度の税制改正の大枠が固まることになる。

1. NISA 制度の延長・恒久化

金融庁は、「資産形成を支援する環境整備」のため、NISA 制度の延長・恒久化を要望した。「NISA 制度」とは、一般NISA・ジュニアNISA・つみたてNISAの3つの制度の総称である。

NISA 制度の恒久化というと「新規投資が可能な期間の恒久化」と「非課税で保有できる期間の恒久化」の2つの意味があるが、金融庁が要望に掲げているのは前者と考えられる³。

金融庁は、2017年度以後⁴、NISA 制度の恒久化を要望している。また、金融庁は2019年度に引き続き、特につみたてNISAについて、開始時期にかかわらず20年間のつみたて期間が確保されるよう、制度期限の延長を要望している。

「つみたてNISA」は、長期間の時間分散投資を行うことで、「高値掴み等のリスクを軽減しリターンの安定化が可能に」⁵なるとして、2017年度に金融庁が要望し2018年から導入されたものである。2017年度の金融庁の要望では「国内外の株式・債券に分散投資した場合の収益率の分布」として、「20年の保有期間では、投資収益率2～8%（年率）に収斂」⁶することを示し、20年間の積立投資を行う意義を主張していた。

しかし、2018年に「つみたてNISA」を利用開始した人は「つみたてNISA」で20年間の積立投資を行うことができるが、2019年から「つみたてNISA」を利用開始する人は、（現行法の制度期限は2037年であるので）「つみたてNISA」での積立投資は19年間しか行うことができなくなっており、2020年には同じく18年間しか積立投資を行えなくなる。そこで、金融庁は「つみ

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/19zeikai.pdf>

² 財務省：https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/request/fsa/index.htm

総務省：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/r02_youbou06.html

³ 文章で明記はされていないが、図表にて「新規投資が可能な期間」を恒久化する旨を示唆している。

⁴ ただし、2017年度の税制改正要望時点では「つみたてNISA」はなかったため、「一般NISA」と「ジュニアNISA」の恒久化を要望していた。

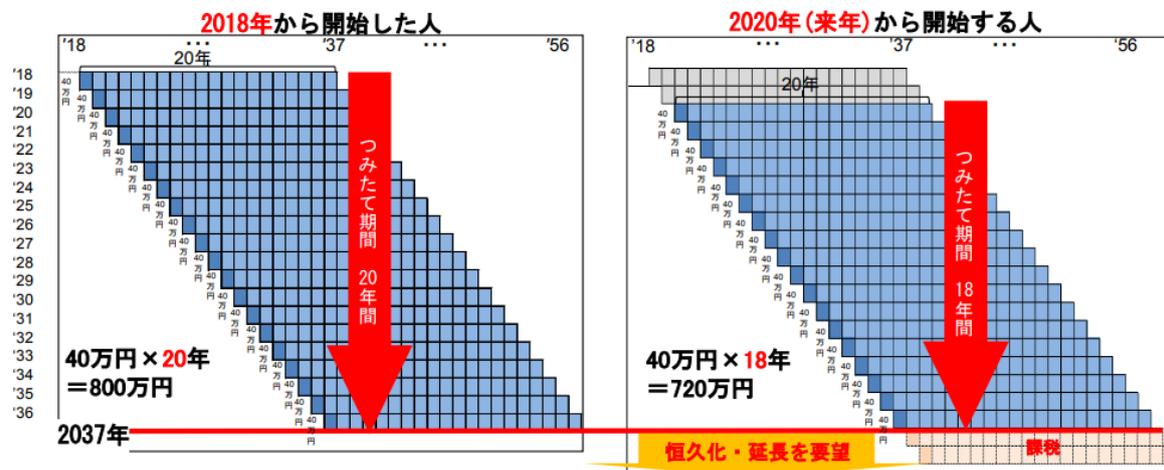
⁵ 金融庁「平成29年度 税制改正要望項目」

<https://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160831-3/01.pdf>

⁶ 脚注5と同じ。

たてNISA」を利用開始した時期にかかわらず20年間の積立投資が行えるよう、「つみたてNISA」の制度期限の恒久化とともに、制度期限の延長も要望している。

図表1 つみたてNISAの制度期限の延長・恒久化



(出所) 金融庁「令和2年度 税制改正要望項目」

なお、一般NISA・ジュニアNISAは最長5年間上場株式等の譲渡益・配当等を非課税とする制度だが、これらの制度期限は2023年であり、このまま制度期限が延長されなければ、2024年以後は買い付けができなくなってしまう。

これまで、一般NISAまたはジュニアNISAを使って5年間買い付けを続ける「5年間の積立投資」も可能であったが、このまま制度改正がなければ、2020年からは2023年までの最長4年間しか積立投資を行えなくなる。

一般NISAは「つみたてNISA」よりも年間非課税枠の金額が大きく、かつ投資対象の銘柄の制約も少ないことなどから、一般NISAを活用した積立投資を行っている投資家も多い⁷。

一般NISA・ジュニアNISAについても制度期限の延長・恒久化が望まれる。

2. つみたてNISA 奨励金の非課税措置

金融庁は、新たに、つみたてNISA 奨励金の非課税措置の導入を要望した。

「職場という身近な場で資産形成を始めるきっかけを得られるような環境を整える観点から、金融庁では、資産形成やつみたてNISAに関する職場セミナーの開催を民間企業等に対して働きかけて」おり、「一部の企業では、従業員の資産形成をより一層支援すべく、つみたてNISAの積立金に対して奨励金を支給している事例もあるが、この奨励金については、所得税・地方税

⁷ 金融庁「NISA口座の利用状況調査(平成30年12月末時点)」によると、積立投資契約件数は「つみたてNISA」が795,916件であるのに対し、一般NISAは1,504,976件であり、積立投資に限っても「つみたてNISA」よりも「一般NISA」の方が多く活用されている状況にある。

の対象となるため、奨励策の効果が減殺されるとの指摘もある」ことを受けての要望である。

具体的には、3年の時限措置として、企業が従業員に対して一定の要件を満たす規約に基づき支給する「つみたてNISA奨励金」について、毎月1,000円を限度として所得税非課税とし、当該奨励金が社会保険料の計算の基礎にならないことの明確化も併せて要望している。

資産形成のための企業拠出における税・社会保険料の扱いをまとめたものが次の図表2である。企業型DC（確定拠出年金）や個人型DC（iDeCo+）における企業の掛金は税および社会保険料の対象とならない。また、財形貯蓄や持株会においても企業による拠出分が税や社会保険料の対象とならない場合がある。これに対し、つみたてNISAの奨励金は、税では課税対象になり、社会保険料については明確な規定が設けられていない。

財形や持株会と異なり、つみたてNISAは従業員が（職場を通じずに）個人でも加入することができるため、企業として加入のための窓口役を果たす意義は相対的に小さなものとなる。だが、「つみたてNISA奨励金」が非課税となれば、企業が従業員に対して「つみたてNISA」の加入を勧め、奨励金を支払うインセンティブとなりうる。

図表2 従業員の資産形成のための企業拠出に対する税・社会保険料の扱い

	企業型DC 事業主掛金	個人型DC(iDeCo+) 中小事業主掛金	財形貯蓄 奨励金	持株会 奨励金	つみたてNISA 奨励金
所得税・住民税	×	×	△(注1)	○	○
社会保険料 (健康保険・厚生年金)	×	×	○	△(注2)	?

○…課税対象(または保険料の算定対象)となる、×…課税対象(または保険料の算定対象)とならない、

△…場合により異なる、?…明確な規定がない

(注1) 奨励金は給与所得として課税される。ただし、7年ごとに支払われる財形給付金制度の財形給付金および財形基金制度の満期基金給付金については一時所得として取り扱われるため、一時所得が年50万円以内であれば、事実上課税されない。

(注2) 原則として保険料の算定対象の報酬に含まない。ただし、持株会加入が強制であるか、任意加入でも大部分の社員が持株会に加入している場合、保険料の算定対象の報酬に含むものとされている。

(出所) 法令・通達・日本年金機構資料などをもとに大和総研作成

金融庁によると、つみたてNISA奨励金を導入している企業においては、職員の43.7%が「つみたてNISA」を利用している。非課税措置を導入することにより、多くの企業が従業員に対して「つみたてNISA奨励金」を支給するようになれば、つみたてNISAの口座開設数が大きく増加する可能性がある。

3. 上場株式等の相続税に係る見直し

(1) 相続税評価額の価格変動リスクの考慮

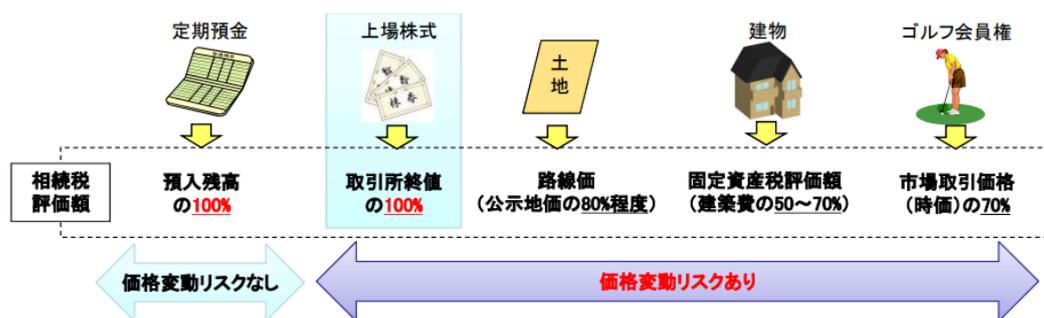
金融庁は「他の資産との比較における相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないよう、上場株式等の相続税評価について、所要の措置を講ずること」を要望している。これは、2016年度税制改正から引き続き要望しているものの実現に至っていない。

上場株式等に限らず、相続財産については相続後、遺産分割協議等を経るまで譲渡できない実態がある。このため、相続時から遺産分割協議等を経て実際に譲渡可能になるまでの間に、相続財産の価格は変動することが考えられる。この点について、土地・建物などの不動産、ゴルフ会員権などの資産については、実際の取引価格よりも割り引いて評価する規定が設けられており、価格変動リスクを考慮したものとなっていると考えられる⁸。

しかし、上場株式等については原則として相続時点の時価で評価され（例外は後述）、相続日後の価格変動リスクを考慮したものとはなっていない⁹。

金融庁は「上場株式等は、不動産等と比較して価格変動リスクの高い金融商品であるが、相続税の評価においては、相続時の時価等で評価される。このため、上場株式等は、他の価格変動リスクの小さい資産と比べ、相続税評価上の扱いが不利（相続税評価額が割高）となっている」として、「当該相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないように、上場株式等の相続税評価の見直しが必要」としている。

図表 3 上場株式と他の資産の評価方法の比較



（注）土地等の資産については、実際の取引価格にばらつきがあることや、路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。

（出所）金融庁「平成 30 年度 税制改正要望項目」（平成 29 年 8 月）

（2）非上場株式との評価の均衡

2020 年度の金融庁の要望は、上場株式と非上場株式の評価方法の差に着目し、両者の均衡を求めるものである。

昭和 39 年（1964 年）に国税庁が財産評価基本通達を定めて以後、上場株式の評価額はその銘柄の相続発生当日の株価または相続発生日前後の一定期間の平均株価をもって行い、非上場株式の評価額は（類似業種比準方式の場合）相続発生日前後の一定期間の類似業種の上場株式の平均株価を基に利益・純資産・配当等の要素を考慮して算出する方法が定着している。

この「相続発生日前後の一定期間」につき、昭和 39 年（1964 年）当初と昭和 47 年（1972 年）

⁸ 不動産は、「価格変動リスク」といっても、相続以後に価格そのものが大きく変動するというよりは、流動性が低いために売却方法によって売値が大きく変動するという意味合いが強い。

⁹ 上場株式等は（新興市場の一部銘柄を除けば）ほぼ毎営業日取引が成立しているため、流動性リスクは低い。しかし、その価格は日々大きく変動するため、いつ売却するかによって売値に不確実性がある。不動産と上場株式等では「価格変動リスク」の意味合いは異なるが、いずれにしても売値に不確実性がある点は変わらないので、価格変動リスクのない財産と比べて評価を割り引く規定が必要であるものと考えられる。

改正が行われた時点までは、上場株式と非上場株式で足並みが揃えられてきた。だが、昭和 58 年（1983 年）と平成 29 年（2017 年）の改正により、現在では上場株式と非上場株式で評価方法に乖離があり、金融庁はこれを揃えることを要望している（図表 4）。

図表 4 株式の相続評価の際に参照できる株価の一覧（財産評価基本通達による）

	参照する株価	上場株式	非上場株式 （類似業種比準方式）
	当日終値	当初から○	
①	相続日の当月平均株価	当初から○	当初から○
②	相続日の前月平均株価	昭和47年(1972年)以後○	昭和47年(1972年)以後○
③	相続日の前々月平均株価		
④	相続日の前年平均株価	現在は×→ 金融庁は○にするよう要望	昭和58年(1983年)以後○
⑤	相続日以前24ヵ月平均株価		平成29年(2017年)以後○

（出所）国税庁「財産評価基本通達」、金融庁「令和2年度 税制改正要望項目」をもとに大和総研作成

上場株式の相続評価において、相続発生日の終値だけでなく、当月・前月・前々月の平均株価を採用できる規定があるのは、「あくまで株価は、日々上下することがあるため、相続開始時に一時的に騰貴した株価をもつて相続財産の評価額にするは不合理であるところから、これを避ける趣旨」¹⁰である。

他方、非上場株式においては、昭和 58 年（1983 年）改正にて、「類似業種の株価の一時的な変動による影響を従来以上に緩和させることのほか、別に各年ごとに定める類似業種の 3 つの比較要素（配当、利益、簿価純資産）が標本会社の前年（1～12 月）の数値によって計算されることとの関連性をも考慮し」¹¹、前年平均株価が認められた。

さらに、平成 29 年（2017 年）改正で「最近の株価の動向を踏まえると、株価の急激な変動を平準化するには、2 年程度必要と考えられること及び現行においても課税時期が 12 月の場合には、前年平均株価の計算上、前年の 1 月までの株価を考慮しており、実質的に 2 年間の株価を考慮していること」¹²から 24 ヶ月平均株価が認められた。

上場株式においても相続評価において株価の急激な変動を考慮する必要性は変わらず、かつ、非上場株式において「最近の株価の動向を踏まえると、株価の急激な変動を平準化するには、2 年程度必要」であるならば、上場株式においても非上場株式と同様の評価方法を認める必要があると言える。

なお、上場株式と非上場株式は流動性が大きく異なるのだから評価が違って当然であるという意見もありうる。だが、上場株式と非上場株式の流動性の違いについては「斟酌率」¹³により

¹⁰ 大阪地方裁判所・昭和 59 年 4 月 25 日判決（永大産業事件）による。

¹¹ 今村修「株式評価の歩み」、『税務大学校論叢』32 号（平成 10 年 7 月 1 日）による。

¹² 国税庁資産評価企画官 資産課税課「『財産評価基本通達の一部改正について』通達等のあらましについて（情報）」（平成 29 年 4 月 28 日）による。

¹³ 会社規模により、50%～70%の値が定められている。これにより、類似業種比準方式で算出される非上場株式の評価額は、1 株あたりの利益・配当・純資産が全て同等であったとしても、類似業種の上場株式の 50%～70%の価格で評価される。

調整されているため、株価の変動を考慮するための株価の参照期間については、上場株式と非上場株式で分ける理由はないものと考えられる。

4. 金融所得課税の一体化

金融庁は、2005年度から継続して金融所得課税の一体化を要望している。直近では、2016年より特定公社債・公募公社債投信が損益通算の対象となったが、デリバティブ・預貯金等にまで損益通算範囲を拡大することは未だ実現していない。

2019年3月28日に、株式会社日本取引所グループ(JPX)と株式会社東京商品取引所(TOCOM)は総合取引所の実現に向け経営統合に関して基本合意し、8月1日からはJPXがTOCOMを完全子会社にするためのTOCOM株式の公開買い付け(TOB)が開始された。両社は、おおむね2020年度の可能な限り早期の総合取引所の実現を目指している。

総合取引所においては、一元化された規制やインフラの下で金融商品の取引と商品先物取引が行えるようになるため、投資家や市場参加者の利便性向上、市場の拡大を通じた国際競争力の強化などが期待されている。

もっとも、取引所が一元化しても、税制面で現物取引とデリバティブ取引の損益通算が行えなければ、投資家の利便性の向上は限定的となる。

このため、2020年度の金融庁の要望では、損益通算範囲の拡大につき「投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点」を強調している。総合取引所の実現が近づく中、金融所得課税の一体化の実現にも期待が高まる。

もっとも、自由民主党・公明党の「平成31年度税制改正大綱」(平成30年12月4日)においては、金融所得課税の一体化を検討するにあたり「多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ」る必要があるとされている。租税回避行為を防止するという趣旨は理解できるが、過剰な防衛策を講じることで投資家や市場参加者の利便性を損なってしまう可能性にも留意する必要がある。

図表5 主な金融商品の課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	← 現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		
預貯金等	源泉分離	—	

(注) 図表中の年号は和暦(平成)である。

(出所) 金融庁「令和2年度 税制改正要望項目」

5. その他の要望事項

このほか、金融庁は以下の要望を行っている。

図表6 その他の要望事項

分類	項目	概要
証券関係	特定口座に受入れられる株式等の拡大	非上場株式に係る取得請求権の行使等により取得する上場株式等について、取得時に特定口座へ受入れ可とする
	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置	①配当等の住民税の課税標準を外国税額のグロスアップ前の金額とする ②投資法人の外国子会社で生じた外国税について二重課税調整の対象とする
	エンジェル税制の拡充	株式投資型クラウドファンディングにつきエンジェル税制の対象とする
	金融機関合併時の特定口座の経過措置導入	金融機関合併時に双方の金融機関に特定口座を持つ投資家につき、特定口座重複解消の猶予期間を設ける
	暗号資産デリバティブ取引に係るマイナンバー告知の経過措置	今後金商法が改正され、暗号資産デリバティブ取引の口座にマイナンバー告知が必須となった場合、既存口座に3年程度の告知猶予期間を設ける
保険関係	生命保険料控除の拡充	一般・介護医療・個人年金の控除枠を所得税各5万円、住民税各3.5万円に拡充する
	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ	現行の死亡保険金の相続税非課税限度額に、「配偶者および未成年の相続人数×500万円」を加算する
信託関係	非上場株式等の事業承継税制の拡充	先代経営者が株式等につき信託を設定していた場合および後継者が信託受益権を取得した場合も事業承継税制の対象とする
	信託受益権の質的分割に係る所要の措置	信託受益権が質的に分割されている場合の課税関係を明確化する
金融機関手続き関係	NISA・特定口座の手続き書類の電子化	NISA・特定口座の開設・変更・廃止等の手続き書面につきオンラインでの提出を可能にする
	NISA二重口座判明時の扱いの改正	NISAの「即日買付け」を行った後に二重口座であることが判明した場合の遡及処理につき、特定口座への遡及移管を可能とする
	法人番号の告知の簡素化	金融機関が法人番号公表サイトから法人番号を取得した場合、当該法人が告知を行ったものとみなす
制度改正対応	連結納税制度におけるみなし決済損益額に係る所要の措置	連結納税制度を採用している連結法人間のデリバティブ取引につき公正価値評価が相殺されないケースがないよう、計算方法を明確化する
	自動的情報交換制度の実施に係る所要の措置	自動的情報交換制度の対象となる非居住者の金融口座の特定方法や情報の範囲等について、国際基準に合わせる
日切れ対応	DC積立金等に対する特別法人税の撤廃または凍結延長	
	投資法人に係る税制優遇措置の延長	
	預金保険法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長	
	保険会社に係る収入金額による外形標準課税の維持	
	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長	

(出所)金融庁「令和2年度 税制改正要望項目」および財務省と総務省のウェブサイトに掲載された金融庁の税制改正要望をもとに大和総研作成

【以上】